

新潟市鳥獣緩衝帯整備事業補助金 よくあるお問い合わせ

お問い合わせ	回答	補足
鳥獣緩衝帯とはどのようなものか。	人里と山林の間にある藪や雑木林、耕作放棄地等のイノシシ等が身を潜めることができる場所を、きれいに整備したエリアを指します。	
個人は対象か。	対象外。自治町内会、コミュニティ協議会、農家組合等が対象です。	
補助の対象となる経費は何か。	機械賃借料、作業者への謝金、草木の処分費、委託料等が補助対象です。	
「謝金」の額はどのように決めればよいか。	「謝金」は申請団体の構成員に合意が得られる金額としてください。	
作業する際の保険は対象となるか。	対象外です。	
消費税は対象か。	対象です。	
申請書の添付書類は何か必要か。	事業計画書、収支予算書、土地所有者の同意書、位置図、維持管理体制に関する書類、業者委託等の場合は見積書（写）等が必要です。	事業計画書、収支予算書、同意書、維持管理体制に関する書類は任意様式をお使いください。 位置図は任意ですが、整備する場所が分かるようにしてください。
土地所有者の同意書は所有者全員分必要か。	全員分必要です。	取得が困難な場合は担当窓口にご相談ください。
補助金交付決定前に作業できるか。	できません。申請書提出後、市からの交付決定通知書を受け取り次第、作業を開始してください。	

報告書の添付資料は何が必要か。	事業の実績（領収書の写し、実施前後の写真）、事業報告書、収支決算書等が必要です。	事業報告書、収支決算書は任意様式をお使いください。
個人への「謝金」や「借上料」も領収書（写）が必要か。	必要です。なお、領収書（写）の代わりに受領書でもかまいません。	
事業前後の写真は何枚必要ですか。	1整備箇所ごとに整備前後の写真を1枚ずつ添付してください。	
補助金交付決定後、購入数・金額が変わりました。	担当窓口にご相談ください。	補助対象経費の30%を超える場合は、変更承認申請書の提出が必要です。
実施前後の写真はどのような写真を撮ればいいのか。	実施の前と後で原則同じ場所から撮影し、整備状況が分かるようにしてください。	
緩衝帯整備後、3年以上継続して維持管理とあるが、整備1年目のみ補助金対象という理解でいいか。	お見込みのとおり（要綱第3条第2項第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書添付書類の「事業計画書」に補助対象となる1年目の作業計画から2,3年目の計画まで記載必要。 ・補助対象となる1年目について実績報告書の提出が必要。 2,3年目は不要。
一団の土地を分割し、各々補助申請を行うことは可能か。	可能。 例えば、一団の土地をA,B,Cと分割し、令和6年度にA（以後8年まで維持管理）を補助申請。令和7年度にB（9年度まで維持管理）を、令和8年度にC（10年度まで維持管理）を補助申請する等。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書添付書類の「位置図」に作業範囲を明確に示す必要有り。